

## 後期高齢者医療制度の新しい保険証をお届けします。

令和3年8月1日から → **緑色** (今回同封)

令和3年7月31日まで → **藤色**

の保険証をお使いください。

### 保険料の軽減措置について

▼保険料均等割の軽減対象の算出方法と軽減割合が変更されます。

【5割・2割軽減についての変更】

低所得者の負担軽減を図るための保険料均等割の軽減判定所得の基準<sup>\*1</sup>が変更となりました。

軽減割合 年度	5割軽減【21,050円】 <sup>*2</sup>	2割軽減【33,680円】 <sup>*2</sup>
令和2年度	33万円+28万5千円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数
令和3年度 から	43万円+(給与所得者等の数 <sup>*3</sup> -1)×10万円+ 28万5千円×世帯の被保険者数以下のとき	43万円+(給与所得者等の数 <sup>*3</sup> -1)×10万円+ 52万円×世帯の被保険者数以下のとき

【7割・7.75割軽減についての変更】

低所得者の負担軽減を図るための保険料均等割の軽減判定所得の基準<sup>\*1</sup>が変更になりました。

また、7割軽減に該当する一部の被保険者に特例措置として設けられていた7.75割軽減が廃止となりました。

軽減割合 年度	7割軽減【12,630円】 <sup>*2</sup>	7.75割軽減【9,472円】 <sup>*2</sup>
令和2年度	33万円以下かつ、同じ世帯の被保険者全員が所得 0円の場合(公的年金控除額は80万円として計算)	33万円以下
令和3年度 から	43万円+(給与所得者等の数 <sup>*3</sup> -1)×10万円以 下のとき	廃止

※1 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得金額等の合計です。

※2 【】内の金額は、保険料均等割額(令和2・3年度は42,100円)に対する軽減措置後の令和2・3年度のコピー額です。

※3 一定の給与所得(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))(★)

★公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替えます。給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

◇詳しくは同封の小冊子23ページをご覧ください。

### 保険料の納めかた

▼保険料は次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

- 1) 特別徴収  
年金が支給される際に、保険料が差し引かれます。  
年金を受給している人は、法令により原則として特別徴収が行われます。
- 2) 普通徴収  
特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。  
納付書は、お住まいの市町から送付され、お近くの金融機関等で納めることができます。

▼保険料の納付は、年金からの差し引き(特別徴収)から口座振替(普通徴収)へ変更することができます。

口座振替への変更を希望される場合は、お住まいの市(区)役所または町役場の担当窓口へご相談ください。変更手続の時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。

◇詳しくは同封の小冊子21・22ページをご覧ください。

▼便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください。

年度途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまでに後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続をしていない場合は、納付書で保険料を納めていただくことになります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続をしておきましょう。

### 確定申告をされた方へのお知らせ

令和2年分の確定申告をされた方のうち、一部の方については保険証の差替えが発生する可能性があります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から確定申告の期限が延長されたことに伴い、一部負担割合の基礎となる課税所得金額の確定が遅れる場合があります。確定申告のデータを連携した結果、当初の一部負担割合から変更になる方については保険証を差替えさせていただきます。対象者の方には、お手数をおかけしますがご理解のほどよろしくお願いたします。

### マイナンバーカード交付申請書について

地方公共団体情報システム機構の案内文書に「75歳以上の方については、後期高齢者医療制度の保険証更新時に、郵送用の交付申請書を送付する。」という旨の記載がありましたが、諸事情により、今回発送した保険証には同封しておりません。ご了承ください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）及び限度額適用認定証（限度額認定証）について

### 1) 対象者

- ・減額認定証：自己負担割合が1割で所得区分が低所得者ⅡもしくはⅠの人
- ・限度額認定証：自己負担割合が3割で所得区分が現役並み所得者ⅡもしくはⅠの人

◇所得区分については小冊子8ページをご覧ください。

※減額認定証・限度額認定証について、必要な方は下記のとおり、交付申請をしてください。

### 2) 手続方法（どちらの認定証も手続方法は同じです。）

#### ○既に認定証をお持ちの人

現在交付されている減額認定証、限度額認定証の有効期限は、「令和3年7月31日」です。**8月以降も『対象者』に該当する人は、自動更新されますので、申請の必要はありません。**今回、保険証に同封されていない人は、7月末までにお住まいの市町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

#### ○認定証をお持ちでない人

現在、認定証をお持ちでなく、上記の『対象者』に該当する人は、**お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口**に交付申請をしてください。申請が無いと認定証は交付されません。食事代などの減額が適用されるのは申請された月の初日からになりますので、ご注意ください。

◇負担額等の詳細については小冊子10～13ページをご覧ください。

自己負担割合が1割から3割、もしくは3割から1割に変更になった対象者で認定証が必要な方は申請が必要になります。お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口

に申請をしてください。



## ジェネリック医薬品をよく知って上手に活用しましょう

医師の処方に基づき調剤される医療用薬品のうち、新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に承認を得て販売される、同じ主成分・同等の効果を持つ薬を「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」といいます。ジェネリック医薬品は、開発の期間や費用を抑えられるため、薬価は新薬より低く設定されています。

### ▼まずは医師に尋ねましょう。

ジェネリック医薬品に替えられるか、まず医師にお尋ねください。新薬が良いと判断された場合でもその理由を確認することが、自ら薬を選択する第一歩です。

### ▼薬局の薬剤師に相談しましょう。

薬剤師に、価格や効果、副作用などジェネリック医薬品と新薬との違いや特徴について納得がいくまで相談し、自分にあった薬を選びましょう。

## マナーを守って受診しましょう

休日や夜間に救急病院を受診する方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。救急医療はあくまでも急病時のためのものです。

日頃から自分の症状を把握し、相談できる「かかりつけのお医者さん」を持ち、具合が悪いときは早めの受診を心掛けましょう。また、同じ病気で複数の医療機関に同時期にかかる重複受診は控えましょう。

## 不審な電話や訪問者にご注意ください。

静岡県内で不審な電話があったとの情報が多数寄せられています。

- 市町や広域連合がキャッシュカードやクレジットカードの暗証番号などを尋ねたり、ATMを利用して保険料等の支払いや還付の手続きをお願いしたりすることはありません。
- 「おかしいな」と思うときは、相手の名前や電話番号などを確認し、やり取りの前にお住まいの市（区）役所や町役場の担当窓口または広域連合にご確認ください。

